

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月30日
【事業年度】	第77期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	富士興産株式会社
【英訳名】	FUJI KOSAN COMPANY, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 瀧 洋二郎
【本店の所在の場所】	東京都台東区柳橋二丁目19番6号
【電話番号】	03 (3861) 4601 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理グループリーダー 松崎 博文
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区柳橋二丁目19番6号
【電話番号】	03 (3861) 4601 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理グループリーダー 松崎 博文
【縦覧の供する場所】	大阪支店 (大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第77期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業の情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業の情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)～(6) <略>

(訂正前)

(7) (8) (9) (10) 記載なし。

(訂正後)

(7) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

(8) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(9) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。